

東広島市

就学援助

新入学学用品費

入学前支給



いま いっぽふ だ きみ
今、一歩踏み出す君へ。

入学前支給とは

令和8年4月に小・中学校に入学予定の児童の保護者のうち、経済的な理由でお子さんの就学が困難な方（※裏面記載の要件の該当者に限る）に新入学学用品費を入学前（3月）に支給する制度です。

- ◆提出書類 令和8年度新入学学用品費就学援助申請書、添付書類
- ◆申請期間 令和7年12月1日（月）～令和8年1月16日（金）
（郵便の場合は当日消印有効）
- ◆提出先 東広島市教育委員会学事課（東広島市役所北館3階）に
持参または郵送

令和8年3月末日以前に東広島市外に転出する可能性がある場合、新入学学用品費の入学前支給の申請はご遠慮ください。（入学後に申請することもできます。）

1 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の(1)～(3)の要件のすべてに該当する方

(1)東広島市に居住している方

(令和8年3月末日以前に東広島市外に転出する方を除く)

(2)児童が令和8年4月に小・中学校に入学予定の方

(特別支援学校・インターナショナルスクールは除く)

(3)次の申請理由の②～⑧のいずれかに該当する方



申請理由	添付書類
①生活保護を受けている	新入学学用品費の支給対象外 (3月分保護費と併せて入学準備金が支給されるため)
②市民税が非課税である(世帯全員)	不要(※1)
③市民税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し(※1)
④固定資産税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑤国民年金の保険料が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑥国民健康保険税が減免された(世帯全員)	決定通知書の写し
⑦児童扶養手当を受けている	手当証書の写し(令和7年度のもの)
⑧その他経済的理由による(※2)	不要(※1)(※3)

※1 所得の申告をされていない場合は、認定審査ができませんので、必ず所得の申告をしてください。所得がない場合も申告が必要です。
令和7年1月2日以降に東広島市に転入された方は、同年1月1日に居住していた市町村が発行する令和7年度の「市・県民税課税(非課税)証明書」や「所得証明書」等の課税額や所得額が確認できる書類の提出が必要です。

※2 申請理由「⑧」での申請は、生活保護基準を基に同一生計者全員の所得で判定します。

※3 世帯状況によっては、教育委員会が指示する書類が必要になる場合があります。

2 申請手続き

- 提出書類…令和8年度新入学学用品費就学援助申請書、添付書類
- 提出先…東広島市教育委員会学事課(東広島市役所北館3階)に持参または郵送
- 申請期間…令和7年12月1日(月)～令和8年1月16日(金)(郵便の場合は当日消印有効)
※期限を過ぎた場合、2月以降に学校から配布される「令和8年度就学援助申請書」により申請可能。
その結果、4月からの認定となった場合は、入学後(7月初旬以降)に新入学学用品費を支給します。

3 支給時期・支給額等

- 支給可否の通知…令和8年2月末頃
- 支給金額
小学校入学予定の児童1人当たり…57,060円
中学校入学予定の児童1人当たり…63,000円
- 支給時期…令和8年3月中旬～下旬頃
- 支給方法…申請者(保護者)の口座に直接振り込み

ご不明な点は
教育委員会 学事課
市役所北館3階
(082)420-0975
にお問い合わせください

4 注意事項

- 新入学学用品費の入学前支給を受けた後、東広島市外へ転出した場合は、新入学学用品費を全額返還していただきます。
- 他市町村ですでに同様の援助を受けていた方には、重複する支給は行いません。
- 新入学学用品費の入学前支給を申請して、認定を受けられた方も、令和8年度の就学援助(新入学学用品費を除く給食費や学用品費等の援助)を希望される場合は、新たに申請手続きが必要です。
入学後、学校を通して改めて就学援助の案内を行います。